## 指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:スポーツ課)

_							(詠台・スホーク詠)					
1	Ì	施 i	设	名	滋賀県立体育館および滋	賀県立武道館						
2 施設の概要					<ul> <li>(体育館)</li> <li>・敷地面積:13,087.18㎡・延床面積:本館7,985.28㎡、別館2,047.77㎡・施設構造:鉄筋コンクリート造本館3階建、別館2階建(武道館)</li> <li>・敷地面積:6,501.36㎡・延床面積:13,272.20㎡・施設構造:鉄筋コンクリート造5階建</li> <li>施設内容</li> <li>(所在地)体育館:大津市におの浜4-2-12、武道館:大津市におの浜4-2-15</li> <li>(設置目的)県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図ることを目的とする。</li> <li>(設置年月)体育館:昭和45年10月、武道館:平成5年3月</li> </ul>							
	募	集	方	法	非公募							
	募:	集要項	記布斯	澗	令和6年9月27日 ~ 令和6年10月7日							
	申	請受	付期	間	令和6年9月27日 ~	~ 令和6年10月7日						
3		指定	期	間	令和7年4月1日 ~	令和8年3月31日(1年間	引)					
募集概要	募集内容	管理業務内容			(2) 体育・スポーツの普 (3) その他体育館の設置 (武道館) (1) 剣道場、柔道場、弓 (2) 体育・スポーツの普	テージその他の施設および設 及振興を図るための各種の行 の目的を達成するために必要 道場、相撲場、会議室その他 及振興を図るための各種の行 の目的を達成するために必要	事および文化的行事の実施 な業務 の施設ならびに設備器具の提供 事の実施					
		管理料	1参考	額	78,597,000円	(消費税および地方消費税を	E含む。)					
4	J.	芯 募	状	況	申 所在地 滋賀県大津市松本一丁 目 2 - 20	請 者 名 称 S・N K グループ	グループの構成 (グループ申請の場合) 公益財団法人滋賀県スポーツ 協会 日本管財株式会社 合計 1グループ					
	審査方式				て申請者からヒアリング		おいて、申請書類の内容につい 選定基準に基づく審査・採点を					
5 審査	選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)				*大橋 松行(滋賀県立大川元 麻衣(公認会計划田中 千恵(滋賀県身体松永 敬子(龍谷大学総横畑 俊介(弁護士)	上) 本障害者福祉協会)						
の概	審	查	基	準	別紙参照							
要および結果	審	查	経		(開催日)令和6年7月 (内容)指定管理者募集 第2回滋賀県指定管理者 (開催日)令和6年10月 (内容)申請書類の内容	長要項および審査基準について 等選定委員会(スポーツ部会 18日	て審議 ) 施、審査基準に基づく審査・採					

	<del>                                     </del>														
	指定管理者の 候補者	s·	NKグ	゛ループ											
		【評価	描果】												
		選定	≧基準に	基づく打	采点結果										
			申請者	<b>\$</b>	選定基準 1 (配点35点)	選定基					基準 4 〔90点)		E基準 5 点20点)	合	計
	評価結果、選														
	定理由、選定	s·	NKグ	゚ループ	21	4	9.4	4	19.6		58.4		12	19	90.4
	委員会の概要														
							点	数は各	委員	員の平	均值		(300	点満点	i)
		各	委員の	採点結果	Į.										
		申	請	者	A委員	B委員	C	委員	D∄	員	E委	員	合計	平均	习值
審		s·	NKグ	`ループ	184	200	)	194		184		190	95	2 19	90.4
*															
查															
結		提	示額一												
果			<b>申</b>	請	者			提	. 7.	<u>,                                    </u>	額				
		S・NKグループ					78,597,000円								
		【選定理由】  滋賀県指定管理者等選定委員会スポーツ部会において、申請書類について審査・ 採点を行った結果、審査基準を満たしており、適切な管理運営が期待できると判断 されたため。													
		【指定管理者選定委員会の概要】 ・予算と実績が乖離している部分はあるが、経営基盤について長期的な安全性に問題は無く、概ね安定的な運営ができると判断。 ・本体育館の廃止後も利用者が継続してスポーツ活動を行っていただくために、管理している他施設への誘導や、近隣施設の紹介を行っていくなど、積極的なアプローチを評価。													

## 別紙 《 滋賀県立体育館・滋賀県立武道館の審査の基準 》

選定基準	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	計
1 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができる	・指定管理者の申	・公の施設を管理運営する指定管理者 としての考え方が県民の利益に合致 しているか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	10	35
ものであること。 (1号)	・管理運営の基本 方針	・施設の設置目的を理解した基本方針 となっているか。		10	
	・公平利用の確保	・全般的に県民の公平な利用が図られ る内容となっているか。		15	
2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	・利用者向けのス ポーツ推進に係 る提案に関する 取組	・体育館における利用者に向けたスポーツ推進に関する提案の内容が、施設廃止後も様々な形でのスポーツへの参画を図るものとなっているか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画	15	75
(2号)	・施設の活性化に 寄与する新たな 取組やチャレン ジ性のある提案	・武道館に係る提案について、新規性や チャレンジ性があり、施設の活性化 に寄与することが期待される、魅力 的な提案であるか。 ・提案内容が自主事業である場合は、自 主事業承認基準を満たすことが見込 まれるか。	・付属資料	10	
	・サービスの維持・ 向上	<ul><li>・利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。</li><li>・利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。</li></ul>		20	
	・利用促進	・武道館について施設の利用促進・利用 者増に向けた具体的な取り組みがな され、収入増が図られているか。		10	
	・自主事業の取組	・自主事業の提案が利用者の立場にた って創意工夫がなされているか。		20	
3 事業計画の内 容が施設の管理 に係る経費の縮 減が図られるも		・適正に管理運営ができる業務内容(外部への一部委託を含む)となっているか。	・事業計画書 (経費見積額) ・収支計画	40	80
のであること。 (3号)		・参考額をどの程度下回っているか。		40	
4 事業計画に沿った管理を安定 して行う能力を	・実施体制	・施設の機能を充分に発揮できる管理 運営体制や人員配置の組織となって いるか。	・収支計画 ・施設管理実施体制表 ・従業員雇用計画	20	90
有すること。 (4号)		・職員の指導育成や研修体制が整って いるか。	・会社概要 ・会社定款 ・法人の登記事項証明書	10	
		・人権等に配慮した業務の遂行が可能 か。	・財務諸表 ・登録証明書 等	10	
		・十分な安全対策を講じているか。		20	
	・経営基盤	・指定管理者としての経営基盤が安定 しており、事業計画を実行できる能力 を有しているか。		20	
	・危機管理対策	・災害その他緊急時の危機管理体制が 確立されているか。また、責任者によ る迅速な対応が可能か。		10	

	也域経済の活性	 ・県内本店事業者	・会社定款	10	20					
る条例の目的達 目 成に資する事項 る	化への配慮、行政 目的の実現を図 るための契約の 活用	目的の実現を図るための契約の	目的の実現を図るための契約の	目的の実現を図 るための契約の	目的の実現を図 るための契約の	目的の実現を図るための契約の 活用 ・滋賀 企業	・滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進 企業または次世代育成支援対策推進 法に基づく基準適合一般事業主	・「滋賀県ワーク・ライフ・バ ランス推進企業」の登録を受 けている場合には、同登録証 (県発行)の写し ・次世代育成支援対策推進法 に基づく基準適合一般事業 主として厚生労働大臣の認 定を受けている場合には、同 認定通知書(労働局発行)の 写し	2	
		・高年齢者雇用確保措置に係る労使協 定締結または就業規則の労働基準監 督署への届出	・労使協定または就業規則の 該当箇所の写し	2						
		・障害者の雇用の促進等に関する取組 のうち、次のいずれかに該当 障害者の雇用に関する状況の報告 義務がある事業者であって法定 用率が達成されていること。 障害者の雇用に関する状況の報告 義務がない事業者であって障害者 を雇用していること。 「しが障害者施設応援企業」の認定 を受けていること。 障害者の雇用の促進等に関する法 律に基づく基準適合事業主といる こと。	・(障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者)障害者雇用状況報告書の写し・(障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者)申立書の写し・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(県発行)の写しを受けている場合に関する法律に基づく基準適合事業主として同と、関連を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し	2						
				で現って	・滋賀県女性活躍推進企業の認証事業 者または女性の職業生活における活 躍の推進に関する法律に基づく基準 適合一般事業主	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(県発行)の写し・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し	2			
					・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 国際標準化機構が定めた規格IS O14001に適合している旨の認証 一般財団法人持続性推進機構(可した 3年9月30日以前に登録・更新研た 場合は、財団法人地球環境戦略可な 機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジ 特定非営るKES・環境マネ・登録 中システム・スタンダードの会の 実施するエコステージの認証		2			
		s 契約に関する条例の日的達成に答す	合計	300	300					

・選定基準ごと(滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く)の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。